

令和7年度東京都入札監視委員会 第2回制度部会

令和7年11月12日(水)

東京都庁第一本庁舎北塔 33階 特別会議室N1

【須藤契約調整担当部長】 それでは、大変お待たせをいたしました。定刻でございますので、これより令和7年度東京都入札監視委員会第2回制度部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当課長の須藤と言います。よろしくお願いいたします。

本日は東京都の入札契約制度についてご意見をいただきます。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性・透明性の確保にお力添えをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様のご出席の状況でございますが、4名全員にオンラインでご参加をいただいております。ありがとうございます。

東京都側の出席者につきましては、出席名簿のとおりでございます。なお、本日の部会より、石橋委員と柄澤委員に新しくご参加をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【柄澤委員】 お願いいたします。

【須藤契約調整担当部長】 それでは、本日の議事進行役についてでございますが、堀田部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【須藤契約調整担当部長】 それでは、堀田部会長、よろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 部会長を仰せつかっております、堀田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに本日の制度部会の議事内容ですけれども、東京都において検討過程にあるものでありまして、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるおそれがあることから、当委員会設置要綱第7条第4号及び第8条第6号に基づき非公開といたしたいと考えますけれども、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

【堀田部会長】 ありがとうございます。それでは、特にご異論をいただいておりますので、本日の制度部会については非公開とさせていただきます。

それでは、取材等の方、恐れ入りますけれども、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退室)

【米倉契約調整技術担当課長】 退席が完了いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】       ありがとうございます。

それでは、本日の議事進行と資料につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】       契約調整技術担当課長の米倉でございます。どうぞ本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。本日は当委員会設置要綱第2条第2号に基づく入札契約制度の議題となっております。議案は、発注標準金額の見直しについてでございます。発注標準金額につきまして、近年の物価高騰を踏まえた見直しの方向性についてご説明させていただきます。

続きまして、事前にお送りした資料について確認させていただきます。本日の資料は、まずA4縦の次第一式とA4横の資料1が12枚でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

それでは、堀田部会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

【堀田部会長】       それでは、議題、発注標準金額の見直しについて、こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】       それでは、ご説明申し上げます。

資料1とあります発注標準金額の見直しについてとある資料をご覧ください。

初めに、第1回制度部会でご説明させていただいた内容を簡単に復習させていただきます。その後、本日の資料に移らせていただきます。

まず右方に7月14日とあります資料からになります。まず発注標準金額とはということで、改めて簡単にご説明させていただきます。

都では、同規模の企業間での公平な競争を目的といたしまして、入札参加していただく事業者に対しまして、等級格付というものを行っております。具体的に言いますと、A等級とか、B等級とか、言わばクラス分けのようなものを行ってございます。また、あわせまして、この各等級に対応して、標準的な発注価格帯を発注標準金額として設定しています。これが下の表で言いますと、それぞれの区分の金額になっております。それぞれ百万単位で書いておりまして、例えば建築のC等級は6,000万円から2億2,000万円を標準とします。このような形で決めさせていただいておりまして、併せて、この発注標準金額の表を基に、各種関連する金額の区分の金額につきましても選定しています。具体的に言いますと、予定価格の事前・事後公表のラインですとか、低入札調査価格制度を実施するのか、あるいは最低制限価格制度を実施するのかといったライン、それから、各局に契約事務を委任する金額、こういったものを定めているところでございます。

この発注標準金額につきまして、近年の状況を見ますと、2ページ目になります。こちらにつきましては……

【堀田部会長】       途中ですみません。資料は共有されないということでもよろしいのですか。

【米倉契約調整技術担当課長】       ちょっとお待ちください。今作業を行います。ちょっ

と今共有の作業を行っております。すみません、失礼いたしました。少々お待ちください。共有されましたか。こちらからだちょっと確認しづらいのですけれども、大丈夫ですか。

【堀田部会長】 ファイルは見えていますけれども、スライドショーにはなっていないのですけれども。

【米倉契約調整技術担当課長】 小さく映っている状況ですか。スライドショーにしたほうがいいんじゃないですか。こちらはスライドショーになっていますが、小さいままでしょうか。

【堀田部会長】 こちらはスライドショーではないほうのウインドウが出ています。

【米倉契約調整技術担当課長】 スライドショーではないほうですか。ちょっとすみません、もう一度やってみます。

【堀田部会長】 今、スライドショーが共有されました。

【米倉契約調整技術担当課長】 大変申し訳ありません。失礼いたしました。

すみません、1ページ目、資料がないままにご説明させていただきましたが、発注標準金額の表につきましては、今お示ししているとおりでございます。このような形で発注標準金額を決めさせていただいた上で、各事業者の方にも等級格付を実施していると。

この赤い線と緑の線のように、各関連する制度につきましてもこの表を参考に区分帯を決めさせていただいているという状況でございます。

続きまして、この発注標準金額に関係する周辺の状況ということで説明させていただきます。2ページ目よろしくお願いたします。

こちらが、国交省が作成する建築工事デフレーターを示したものになりますが、現在発注標準金額は平成27年度に見直しておりますけれども、そこと比較いたしまして、建築工事デフレーターは約1.3倍に高騰している状況でございます。

その他の状況といたしましても、次のページをお願いします。

国におきましても、発注標準金額を見直しているところでございます。令和7年4月から発注標準金額帯を引き上げているという状況です。

あわせて、下側ですけれども、企業物価指数が1.6倍になっていることを踏まえまして、少額随意契約の上限額を引き上げております。こちらにつきましては右の表のように、工事であれば従前250万円までというところが400万円までは上限額として引き上がっているという状況でございます。こちらは東京都におきましても、既に令和7年4月から国と同様に対応していると、そのような状況でございます。

こういった形で、発注標準金額の引上げを都としては考えておりまして、検討いたしております。一方でこれを引き上げた場合にどのような影響が生じるかというのを前回確認させていただきました。それが次のページです。

物価高騰の影響で、この色の濃いもの、A等級とか、B等級のものが徐々に増えている増加傾向にございます。これを借りに発注金額をこの建設工事デフレーターと同様に約1.

3倍にした場合、令和6年度の発注工事について、シミュレーションとして発注標準金額の等級はどのように変わるかを見たものが一番右のグラフになります。そういたしますと、高価格帯の割合は減少するという結果が得られております。

次のページをお願いします。

同様に関連している制度につきましても影響を見ました。例えば、上側ですけれども、事後公表あるいは低入札価格調査制度の案件につきましては、平成30年度は8.1%であったところを、令和6年度は9.9%と増加しているところでございます。この発注標準金額を先ほどと同様に引き上げたと仮定してシミュレーションいたしますと、7.6%に引き下がると、やや減少する状況になります。各局の契約事務の委任額の変更の影響につきましても、同様の結果が確認できております。

次のページをお願いします。

このような検証結果を踏まえまして、全業種では、発注標準金額を変更した場合、高価格帯の割合は減少するのですけれども、近年の高価格帯の変動割合の推移を踏まえると、大きな変化ではないのかというふうに考えております。また、関連する制度に対する金額変更の影響は限定的でありまして、各局の契約事務委任額の変更というのも影響は許容の範囲であるのかなというふうに思っております。

前回のまとめといたしましては、引き続き各業種グループ（建築・土木・設備）に分けてその影響などについて検証をしていきたいというふうにご提案させていただきまして、ご了解をいただいたというふうなところでございます。

以上が第1回の振り返りでございます。こうした内容を踏まえまして、今回各業種ごとの影響を確認させていただいたところでございます。

次のページをお願いします。

まず①とありますけれども、こちらで建築工事の影響を確認いたしました。グラフのつくりは先ほどと同様で、左が令和2年、右に行くにしたがって新しいものとなっておりますが、色の濃いものですね。建築工事においても高価格帯、A等級とかB等級の割合というのは増えている状況が確認できます。

同様に発注標準金額を仮に1.3倍にしてシミュレーションをしてみますと、高価格帯の割合は減少すると言ったことが確認できまして、先ほどの全業種としてみた場合と同じような傾向が発生していることが確認できます。

続きまして、次のページです。

次のページが土木工事の発注状況の経年変化を見たものになります。建築工事と同様の傾向としては確認できます。高価格帯の増加割合は近年増加しており、発注標準金額を変更すると、高価格帯の減少は大きくなります。ただし、他業種に比べて、建築工事に比べまして、この増加割合は若干大きいのか、また見直した場合の減少も若干大きいのかなという形では確認できると考えております。

最後が設備工事になります。こちらにつきましても、ちょっと傾向が異なっております。

して、明確に発注割合の上昇傾向というのは確認できないのかなというふうに考えております。ただし、発注標準金額を変更した場合は、高価格帯の割合は減るという状況です。ただし、少しその影響は小さいのかなと、割合は小さいかなと思っております。この設備業種では、この上昇傾向は明確に見られないのですけれども、この理由として考えられるのは、設備工事につきましては他の工種と違ひまして、粘度によって発注される案件が各種バリエーションに富んでいると言ったところが影響を及ぼしているのではないかなというふうには考えております。

こういった状況、各業種の分析は以上のとおりでございます。

続きまして、関連する施策への影響を確認いたしました、下の表は事後公表と事前公表、あるいは低入か最低制限価格かをやる表の割合を示したものでございます。一番上が全業種としてまとめたもの、下がそれぞれの業種の数字になってございます。平成30年度に比べて令和6年度は事後公表等の割合はやや増加しております。発注標準金額帯を引き上げることで事後公表の割合はやや減少いたします。この傾向は全業種もそうですけれども、それぞれ建築工事、土木工事、設備工事を見た場合でも同様の傾向は発生しているが、というところで確認できます。また、各業種グループで大きな違いは見られないというふうに思っております。

次のページをお願いします。

次が各局への契約事務の委任額の変更についての影響でございます。発注標準金額を引き上げることで、各局契約の割合はやや増加いたします。各局契約は令和6年度では77%ですが、これを、発注標準金額を引き上げれば2.7ポイント、約3ポイント増加するという状況でございますが、それぞれの業種を見ても大きな違いは見られず、同様の傾向を示しているものと考えてございます。

このような分析を踏まえまして、以上のようにまとめさせていただいております。

次のページをお願いします。

まず一つ目ですけれども、受注機会への影響という観点からでございますが、発注標準金額の変更に伴って、高価格帯の発注件数の割合は減少するところでございますが、これまで高価格帯の割合が増えてきたという、そういった推移ですとか、あと実際には当該等級以外、直近上位、直近下位といった範囲であれば入札参加を受け付けているといった運用をしていることを勘案いたしますと、実態としては影響は小さいのではないかなというふうに考えております。

それから、予定価格公表等、関連する制度への影響ですけれども、事前公表の割合が増加しておりますが、その数字は大きくなく、大きな影響ではないと思っております。

最後ですけれども、局委任額への影響ですが、全体としては各局の契約割合が増加しますが、大きく変わるものではないと考えております。また、局委任額というのは、結局は事業者の方にとっては庁内の事務分担の観点ですので、どちらにせよ、あまり大きな支障ではないのかなというふうに思っております。

こういった検証結果を踏まえまして、今後といたしましては、この建築工事デフレター  
ーの増加に合わせて、発注標準金額の見直しを行っていききたいというふうに思っておりま  
す。あわせて、関連する諸制度についても見直しを図っていききたいと思っております。具  
体的には、以下の一番下に記載させていただいた表のようなイメージになるかと思ってい  
ます。例えば、先ほどご説明させていただきました建築工事、C単体6,000万から2億2,000  
、これをそれぞれ7,800万から2億8,000万、約1.3倍に引  
き上げる、こういった形で発注標準金額を今後見直していききたいと考えているところで  
ございます。

簡単ですが、説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

【堀田部会長】 ご説明ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につ  
きまして、ご質問、ご意見等おありの方はお願いいたします。いかがでしょうか。

斉藤委員、お願いいたします。

【斉藤委員】 すみません、恐縮です。斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから二点伺えればと思うのですが、前回の部会でひょっとしたら伺ったのかも  
しれません。ちょっと失念してしまったので、伺えればと思うのですが、まず一点目とし  
て、今回の基準額の引上げと先ほどご紹介のあった少額随契の基準額の引上げと、これが  
連動していないようなのですが、その理由というのは何かあるのかということが一点と。

あと今後その基準額の引上げですね。そのタイミングはどういったタイミングでお考え  
手になっているのかということについて伺えればと思います。たしか私の記憶ですと、国  
の少額随契の基準額の見直しは、特にメルクマールになるような指標があるわけではなく  
て、適時のタイミングだ、みたいなことを言っていたような記憶があるのですが、都のほう  
ではどのように今後お考えになっているのかという二点について伺えればと思いま  
す。よろしくお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見、ご質問ありがとうございます。まず一点目の  
発注に当たっての、資料3ページ目になるかと思えます。少額随契の上限金額引上げに関  
しましてですけれども、こちらは予決令ですとか、地方自治法施行令が国によって改正さ  
れました。国において、少額随意契約の基準額が引き上がったところでございまして、そ  
ういったことがあって、都といたしましても同様の改正を行っているというところでござ  
います。国の改正自体は基本的にはこの物価が上がっているということを踏まえてのもの  
になりますけれども、直接的には予決令等の改正を踏まえたという形で改正をさせていた  
だいてございます。

一方で、発注標準金額というのは、それぞれ自治体で定めているというものと認識して  
おりますけれども、それにつきまして、都といたしまして、国が発注標準金額を見直され  
たことを踏まえて、都としても検討を行って、その必要性があるというふうに判断した上  
で上昇を見直すことを考えていると、そういった関係になってございます。

なので、二点目のご質問と関係しますけれども、この発注標準金額を見直すか、見直さ

ないかというのはどのタイミングで見直すというのが、例えば法令などで明確に決められているというものではございません。ただ、現状といたしまして分析すると、そういった必要があるというふうに考えて、今回急激な物価変動を踏まえて、今回このようなご提案をさせていただいたというところでございます。今後、例えば何年おきにやるかというのも、現状まだそういったことを決めているものではなくて、引き続きこの物価上昇等の状況を見ながら、都度必要に応じて検討をしていくということになるというふうに思っております。

簡単ですけど、ご回答は以上になります。

【斉藤委員】 ありがとうございます。

追加の質問でよろしいでしょうか。今のお話がありましたが、今回はその1.3倍の建設工事デフレーター伸びがあったということなのですが、次に見直しをかける際にもこの1.3倍というのは一つの目安のようなものになるものなののでしょうか。そういったこともなくフリーでまた見直すというような形になるのでしょうか。

【米倉契約調整技術担当課長】 例えば、今回1.3倍でやっているというのは、一つの今後検討するに当たっての過去の一つの実施事例として参考にはなるのだらうと思っております。ただ、それが何年間で1.3倍になったかとか、物価上昇もどれだけ緩やかとか、急激かとかそういったこともあるのではないかとこのように思っておりますので、何倍になったかとか、一つだけで検討するものではなく、状況を幅広く見ながら考えていくことになるのではないかとこのように思っております。

【斉藤委員】 分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

【堀田部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【柄澤委員】 私、柄澤からもよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 お願いいたします。

【柄澤委員】 本日から参加となります、柄澤と申します。よろしくをお願いいたします。

ちょっとご質問させていただければと思うのですけれども、先ほどの斉藤様からのご質問とも少し関連するかなと思うのですけれども、今回の標準金額見直しの時期につきまして、前回は平成27年の見直しがあって、それで今回のタイミングということで、結構間が空いているなという印象を持ったのですけれども、今回このタイミングで標準金額を見直そうという判断に至った理由みたいなもの、物価上昇かなと思うのですけれども、何かほかに具体的な理由みたいなものがあれば伺いたいと思っております。

あと、すみません、もう一点なんですけれども、少額随意契約の金額引上げにつきましては、企業物価指数を基準として引き上げたということでございますが、今回のこの発注標準金額につきましては、建設工事デフレーターの指数を基に引き上げたということで、ここの引上げの指数の基準を変えている理由みたいなところがあれば伺いたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご質問ありがとうございます。まず一つ目に、どうし



【堀田部会長】 お願いします。

【石橋委員】 ありがとうございます。今回から参加させていただきます石橋と申します。どうぞよろしくをお願いします。

私から質問というか、感想というのが二つございます。一つが、この建設工事デフレーターが1.3倍になりましたので、この発注標準金額もそれにおおよそ比例して変更していくという趣旨はよく分かるような気がいたします。

一方で、土木工事B等級の局契約と財務局契約の分岐線の現行と改正案の幅がほかの建築工事と設備工事は大体1.25ぐらいなのですが、土木だけが1.4のジャンプアップになっておりまして、1.3以内であればそうかなと思うのですが、1.4ということになると、何かそのご説明というのが、補強が必要なのではないかなという気がいたしました。これは感想です。ぜひご検討いただければと思います。

あと二つ目なのですが、この局契約と財務局契約がこのデフレーターが上がることによって変更されるというのは先ほど申し上げたとおり、趣旨はよく分かりますということなのですが、一方で、本来的には財務局が担当すると想定されているものが、局のほうに委任されていくという形になりますので、そのチェック機能というものがどうなのだろうというのが多分都民の皆様から見ると、そんなことを感じられるんじゃないかなと思いました。

一方で、事務が集中して大変になるというご趣旨もよく分かりますので、これが今財務局さんとか、監査部局さんとも連携でご検討されていると思うのですが、過去の事故事例、リスク事例がどのような案件に集中しているのかという辺りも勘案して、管理体制、全庁的なリスクアセスメントというものを検討いただけるとありがたいかなというふうに思いました。

以上でございます。

【米倉契約調整技術担当課長】 ご意見ありがとうございます。まず一点目の恐らく最後のページかと思います。土木工事の改正案のところの緑の線が、従前250、2.5億が3.5になるので、1.4というお話だと思います。この緑の線の決め方につきましてですが、基本的にはBの上限金額とBの下限金額の真ん中くらいというような決め方をしております。ですので、B等級の金額をまず1.3倍というか、引き上げた後で、その後おおむね真ん中になる、端数ですとか、分かりやすさの観点から丸めさせていただいておりますけれども、そういったふうにさせていただいているという状況でございます。ご意見につきましては、どうもありがとうございました。ここら辺もまた改めて、その他も含めまして、そこら辺を確認していきたいと思っております。

それから、もう一点ですね。財務局契約が各局契約になることで、そのリスクが高まるのではないかなというようなご質問かと思っております。財務局契約がある意味特に重要なものと言いますか、大きいものをやっていて、各局でそれぞれ委任しているという状況でございますけれども、基本的に各局でやったから事故が発生しやすい、例えばチェックが甘いと

かという、そういったことはなくて、どちらにせよ、庁内といたしましては、こういった事故がないよう、リスクが発生しないようにそれぞれ研修ですとか、チェック体制は構築しているというふうに考えてございます。ただし、こういった東京都においても監査ですとか、いろいろチェックする機能はございますので、そういったものは引き続き適切に運用していくというふうに考えてございます。

簡単ですけど、以上になります。どうぞありがとうございます。

**【堀田部会長】** ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

もしなければ私からも一点お伺いしたいのですけれども、資料の10ページになるかと思えます。今回の見直しによって、事後公表の割合がやや減るといふ、そういうご説明がございました。令和6年度で見ますと、事後公表が9.9%だったのが、仮に1.3倍するとそれが7.6%に減るといふことで、数字としてはそれほど大きな影響ではないといふことは確かに言えるかと思えますけれども、一方で事後公表から事前公表になることによつて、予定価格はもちろん変わらないとしても、落札率がそれによつて変わる可能性はあるかと思えますので、こういった令和6年度の事例で結構だと思うのですけれども、この発注標準のちょうど境目になっているような価格帯における落札率、これが事後公表と事前公表で有意に違ふとか、そういう現象が現にあるのかどうか、それにもし仮にあるとすると、それを1.3倍にすることによつて、事後公表が事前公表に代わる案件といふことによつて、落札率の上昇、それから契約金額の上昇といふような影響がどれくらい見込まれるのかといふことについて、次回の制度部会まで結構だと思うのですけれども、分析をいただくといふのではないかなと思えます。

**【米倉契約調整技術担当課長】** ご意見ありがとうございます。10ページのように、発注標準金額を1.3倍いたしますと、事後公表が事前公表になる案件が何件かございます。その数は消して多くはないとは思っておりますけれども、その落札率の状況についてのご質問でした。ちょっと確認いたしましたところ、落札率に関しましては、事後公表案件と事前公表案件では大きな差はないといふふうに考えてございます。若干事前公表のほうが、落札率が低いという傾向がありまして、これはたまたまではなくて、その前の年と見ましても同様の傾向でございます。したがって、事後公表が事前公表になるといふことで落札率が高くなるといふことはあまりないのかなと思えます。ただ、個別の案件としては様々かと思えますので、引き続き、この仮に1.3倍した場合においてもその後の落札率の状況といふのは引き続きウオッチしていきたいと思っております。ただ、現状といたしましては、事前公表と事後公表の案件では、大きな差はなくて、事前公表のほうが若干低いといふような傾向でございました。

簡単ですが、以上になります。

**【堀田部会長】** ありがとうございます。よく分かりました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ほかはないようでしたら、今いただきましたご意見

を事務局のほうで踏まえていただいて、検討を進めていただいて、その内容を改めて再度こちらの制度部会でお諮りいただくということで委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議等なし)

**【堀田部会長】** ありがとうございます。それでは、ご異議ございませんでしたので、本日の議案については終了ということにさせていただきます。

そのほか、全体を通して何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日予定されておりました議事、こちらで全て終了になります。事務局に進行をお返しいたします。

**【須藤契約調整担当部長】** 堀田部会長、ご審議や議事進行ありがとうございました。なお、委員の皆様方にも様々な観点からご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえまして、見直しに向けた作業を進めていきたいというふうに考えてございます。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

——了——